

法人のお客さまのインターネットバンキングによる不正送金被害への補償対応について

当金庫では、万一、法人のお客さまがインターネットバンキングによる不正送金被害に遭われた場合には、以下の補償基準に基づき補償の対応を行います。

1. 補償基準

お客さまに重大な過失または過失がなかった場合	・当金庫の補償基準（過失の軽重等）に基づく補償金額
お客さまに過失があった場合	・お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。
お客さまに故意または重大な過失があった場合	

2. 補償申請にかかる必要事項

補償申請を行う（補償を受ける）には、以下事項を満たしていることが必要です。

- ① 当金庫への速やかなご通知（被害発生日より30日以内の通知が補償対象条件となります。）
- ② 当金庫の調査への十分なお説明とご協力
- ③ お客さまによる警察署への被害事実等の事情説明（届出）や捜査へのご協力
- ④ 契約者（被害者）に重過失がないこと（下記3参照）
- ⑤ 不正送金（不正な預金等の払出し）が契約者の従業員など、会社関係者（法人役員の親族等も含む）によって行われていないこと
- ⑥ 契約者（被害者）が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明がないこと

3. 重過失になりうるケース

重過失になりうるケースとは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、主なものとして次に掲げるケースが該当します。

- ① 他人にID・パスワードを知らせた場合
- ② パソコン本体にパスワードを記載したメモを貼付したり、容易に認知できる状態で電子ファイル等に保存していた場合、またはパソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、それら機器にIDやパスワードを保存していた場合
- ③ 他人にお客様カード・乱数表等を渡した場合
- ④ 被害者の故意
- ⑤ その他本人に①から④までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合、または当金庫が調査の上顧客に重過失があると判断した場合

4. 過失になりうるケース（補償減額となりうるケース）

- ① 当金庫から生年月日等の推測されやすいパスワードから別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーをパスワードにしていた場合で、かつ、

- パスワードを推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）を盗取された場合
- ② パスワードを容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、お客様カードとともに携行・保管していた場合
 - ③ 金庫が推奨する環境でサービスを利用していない場合
 - ④ 金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起している方法でフィッシング画面等へ不用意にID・パスワード等を入力した場合
 - ⑤ インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフトやブラウザおよびウィルス対策ソフトを常に最新状態に更新していない場合
 - ⑥ Eメールアドレスを登録していない、または、登録していて身に覚えのない取引が通知されているにもかかわらず金庫に連絡がなかった場合
 - ⑦ その他①～⑥の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合、または当金庫が調査の上顧客に過失があると判断した場合
 - ⑧ 法人IBでは電子証明書と利用者ワンタイムパスワード、個人IBではログイン時ワンタイムパスワードの利用がない場合
 - ⑨ インターネットバンキング専用の無料ウィルスソフト（ラポート等）を導入していない場合

5. 補償制度開始日

平成28年4月1日（金）

【お問い合わせ先】

- 焼津信用金庫 事務部（本部）

お電話：054-629-1117（平日9時から17時まで）

メール：system@yaizu-shinkin.co.jp

- 焼津信用金庫 各本支店（平日9時から15時まで）

以上